電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (デジタルMCAシステムの高度化)

1 諮問の概要

デジタルMCAシステムは、比較的大きいゾーンの通信エリアが構築可能であることや、災害等の非常時に単独の中継局のみで端末同士が通信可能であることなどの特徴・機能を有しており、各種業務用無線として広く活用されている。近年では、従来からの陸上運輸業や製造販売業などでの利用に加え、災害に強い無線通信システムとして、国や地方自治体等での導入が進展している。一方で、現行のシステムは、未だに第二世代携帯電話の方式が用いられているため、機器調達を含めシステムの維持管理が困難な状況となっているほか、音声通信を中心とした利用にとどまらず、高度なデータ通信の利用ニーズが高まっている状況にある。これらの状況から、現在のシステムの特徴・機能を維持したまま、携帯電話等の国際標準規格として広く利用され、高度なサービス提供が可能なLTE方式を用いたシステム(以下、「高度MCAシステム」という。)の導入に向けて、必要な技術的条件について情報通信審議会から平成30年5月に答申を頂いたところである。

本件は、当該答申を踏まえ、高度MCAシステムの導入に向けて、必要な制度整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

高度MCAシステムの陸上移動局を特定無線局の対象とし、包括して免許申請することを可能にする等の制度整備。

(2)無線設備規則

高度MCAシステムの定義及び技術基準の規定を追加する等の制度整備。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 高度MCAシステムの陸上移動局及び陸上移動中継局を、特定無線設備の対象に追加する等の制度整備。

3 施行期日

平成31年4月22日公布・施行。